

# 說 明 資 料

# 目 次

## 1 県職員給与関係資料

令和5年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別平均給与額 (職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数) …	3
第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成	7
第3表 給料表別、級別、号給別人員分布	9
その1 行政職給料表	9
その2 研究職給料表	11
その3 医療職給料表(1)	13
その4 医療職給料表(2)	15
その5 医療職給料表(3)	17
その6 福祉職給料表	20
その7 大学教育職給料表	23
その8 高等学校等教育職給料表	25
その9 中学校小学校教育職給料表	28
その10 公安職給料表	31
第4表 給料表別、年齢別人員分布	35
第5表 扶養親族数別職員数	37
第6表 管理職手当の支給状況	37
第7表 住居手当の支給状況	38
第8表 通勤手当等の状況	39
その1 通勤手当の支給状況	39
その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び 平均通勤手当月額	40
その3 交通用具の使用距離別職員数	41
第9表 職員数の推移	43
第10表 暫定再任用職員の適用給料表別、級別人員	44
第11表 年齢階層別人員構成比(全職員) (令和5年と平成25年との比較)	45

2	民間給与関係資料	
	令和5年職種別民間給与実態調査の概要	46
	第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	47
	第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	48
	第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	49
	その1 給与比較の対象職種	49
	その2 給与比較の対象外職種	57
	その3 再雇用者	59
	第15表 民間における初任給の改定状況	60
	第16表 民間における家族手当の支給状況	61
	その1 家族手当の支給状況	61
	その2 扶養家族の構成別支給月額	61
	第17表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	62
	その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の 支給状況	62
	その2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況	62
	第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	63
	第19表 民間における定年制の状況	64
	第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における 一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	64
	第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、 60歳で給与を減額している事業所における 60歳を超える従業員の年間給与水準	64
3	生計費関係資料	
	令和5年4月の標準生計費算定方法	65
	第22表 静岡市及び浜松市における 費目別、世帯人員別標準生計費	66
	第23表 家計指標の推移	67
4	労働経済関係資料	
	第24表 労働経済指標	69
5	本県職員の給与水準関係資料	
	第25表 ラスパイレス指数の全国順位	71
	第26表 平均給与月額による全国順位	71
	第27表 平均給与月額の状況	71
6	人事院勧告の概要	73

# 1 県職員給与関係資料

## 令和5年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的

この調査は、一般職に属する職員（市町村立学校職員給与負担法に規定する職員を含み、単純な労務に雇用される職員、企業職員及び静岡がんセンター事業職員を除く。）の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査時期

令和5年4月1日

### (3) 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、令和5年4月1日に在職する者とする。ただし、分限休職中の者、育児休業の承認を受けて休業中の者、育児短時間勤務職員、教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業中の者、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による派遣職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣中の者、自己啓発等休業中の者、配偶者同行休業中の者及び地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可の有効期間中の者（計1,374人）、暫定再任用職員（1,281人）並びに臨時的任用職員（1,435人）を除く。

ア 職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）

イ 静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）

ウ 静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号）

エ 静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）

オ 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号）

カ 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号）

キ 静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年静岡県条例第85号）

ク 静岡県教育委員会の一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和元年静岡県条例第3号）

#### (4) 調査事項

##### ア 職員の年齢、学歴、経験年数等に関する事項

所属、年齢、性別、学歴、経験年数、扶養親族数、適用給料表及び級号給、住居手当の支給区分、通勤手当の支給区分等

##### イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務（へき地）手当、特地勤務（へき地）手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当

給与は、令和5年4月のものである。ただし、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当は、令和5年4月分として支給された額である。

#### (5) 調査方法

県知事直轄組織デジタル戦略局電子県庁課に依頼して、給与マスターファイルから資料を作成した。

#### (6) その他

暫定再任用職員について、第10表のとおり人員数の調査を行った。

また、次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、令和5年4月1日に在職する者について、第1表及び第9表のとおり調査を行った。

ア 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年静岡県条例第37号）

イ 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号）

ウ 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号）

第1表 給料表別平均給与額（職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数）

区分 給料表	職員数	年齢	経験年数	扶養親族数	給料月額	給料の 調整額	教職 調整額
	人	歳	年	人	円	円	円
行政職	6,228 (6,319)	42.0 (42.2)	19.9 (20.1)	0.7 (0.8)	335,752 (336,034)	397 (369)	
研究職	324 (337)	43.4 (43.0)	20.4 (20.1)	0.9 (0.9)	395,316 (392,142)		
医療職(1)	26 (24)	44.6 (44.9)	20.3 (20.6)	0.4 (0.5)	458,783 (462,839)		
医療職(2)	274 (280)	41.2 (40.7)	17.9 (17.5)	0.7 (0.6)	348,091 (343,394)	1,883 (1,874)	
医療職(3)	105 (108)	38.3 (38.7)	15.6 (16.1)	0.2 (0.2)	321,880 (321,854)	1,024 (1,021)	
福祉職	110 (114)	38.6 (38.2)	15.7 (15.4)	0.8 (0.8)	317,135 (314,672)	39,706 (39,947)	
大学教育職	44 (44)	57.4 (56.8)	35.0 (34.4)	1.2 (1.2)	464,957 (465,214)		
高等学校等 教育職	6,295 (6,451)	43.0 (43.1)	20.2 (20.3)	0.8 (0.8)	370,148 (369,081)	4,185 (4,109)	13,307 (13,295)
中学校小学校 教育職	8,898 (9,207)	41.2 (41.5)	18.5 (18.8)	0.7 (0.7)	356,188 (354,860)	1,262 (1,176)	12,390 (12,374)
公安職	6,148 (6,166)	38.6 (38.3)	17.8 (17.5)	1.3 (1.3)	337,235 (333,933)	49 (48)	
全職	28,452 (29,050)	41.3 (41.3)	19.1 (19.1)	0.9 (0.9)	351,060 (349,779)	1,593 (1,554)	6,819 (6,874)

(注) 1 ( )内は、前年の調査結果である。

2 区分欄の※印の欄には、その欄に掲げた手当以外に次の手当が含まれている。特地勤務（へ勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特

## (令和5年職員給与等実態調査)

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	5年4月 4年4月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 ※	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
8,399 (8,559)	13,528 (13,648)	8,851 (8,778)	7,507 (7,236)	374,434 (374,624)	99.9	67,504 (66,951)	441,938 (441,575)
10,284 (9,936)	15,321 (15,229)	7,856 (7,307)	10,306 (10,053)	439,083 (434,667)	101.0	53,440 (47,408)	492,523 (482,075)
4,481 (5,313)	83,740 (84,404)	60,115 (59,375)	17,131 (16,058)	624,250 (627,989)	99.4	188,434 (206,495)	812,684 (834,484)
7,411 (7,277)	13,351 (13,382)	3,454 (3,630)	8,295 (8,298)	382,485 (377,855)	101.2	57,462 (74,775)	439,947 (452,630)
1,781 (1,963)	12,135 (12,113)	3,300 (2,567)	5,566 (6,194)	345,686 (345,712)	100.0	60,432 (124,691)	406,118 (470,403)
8,441 (8,452)	13,515 (13,433)		11,880 (11,357)	390,677 (387,861)	100.7	85,667 (84,063)	476,344 (471,924)
11,545 (11,159)	18,178 (18,173)	14,814 (14,814)	8,361 (9,032)	517,855 (518,392)	99.9	31,558 (32,799)	549,413 (551,191)
9,281 (9,156)	14,817 (14,781)	3,551 (3,481)	8,060 (8,074)	423,349 (421,977)	100.3	28,417 (28,643)	451,766 (450,620)
7,782 (7,728)	14,183 (14,123)	5,725 (5,594)	6,047 (6,000)	403,577 (401,855)	100.4	16,468 (16,760)	420,045 (418,615)
13,810 (13,540)	13,532 (13,336)	2,425 (2,418)	6,781 (6,620)	373,832 (369,895)	101.1	87,515 (86,891)	461,347 (456,786)
9,560 (9,466)	14,104 (14,059)	5,250 (5,169)	7,075 (6,965)	395,461 (393,866)	100.4	47,061 (46,963)	442,522 (440,829)

き地）手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別  
別手当

給料表別平均給与額（前ページからの続き）

（参 考）

区 分 給料表		職 員 数	年 齢	経 験 年 数	扶 養 親 族 数	給 料 月 額	給 料 の 調 整 額	教 職 調 整 額
		人	歳	年	人	円	円	円
技能労務職		96 (103)	44.9 (47.1)	26.8 (28.9)	0.7 (0.8)	301,756 (315,470)	3,107 (3,163)	
企 業 職		123 (120)	45.6 (46.3)	23.1 (24.2)	1.1 (1.1)	355,467 (361,546)		
静岡がんセンター	事 業 職	75 (74)	40.5 (39.7)	17.3 (16.5)	0.7 (0.6)	325,029 (319,020)		
	研 究 職	5 (5)	47.8 (46.8)	23.8 (22.8)	1.8 (1.8)	474,909 (465,209)		
	医 療 職 (1)	179 (176)	46.2 (45.7)	22.5 (22.0)	1.7 (1.6)	510,842 (507,613)		
	医 療 職 (2)	184 (183)	38.7 (38.6)	16.1 (16.0)	0.7 (0.7)	327,379 (323,871)		
	医 療 職 (3)	652 (650)	37.8 (37.4)	15.4 (15.0)	0.4 (0.4)	318,697 (315,283)	9,904 (9,890)	
	任期付企業研究員	9 (10)	63.5 (62.6)			451,033 (458,199)		
全 職		1,323 (1,321)	40.7 (40.6)	18.0 (18.0)	0.7 (0.7)	349,940 (348,173)	5,106 (5,113)	

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	5年4月 4年4月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 ※	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
7,865 (8,850)	12,203 (12,706)		4,641 (4,880)	329,572 (345,069)	95.5	26,260 (28,252)	355,832 (373,321)
12,711 (12,267)	13,942 (14,723)	8,634 (8,850)	6,577 (5,038)	397,331 (402,424)	98.7	72,809 (62,112)	470,140 (464,536)
7,387 (6,730)	12,494 (12,782)	5,284 (4,157)	6,227 (8,655)	356,421 (351,344)	101.4	93,462 (99,313)	449,883 (450,657)
20,100 (18,900)	18,315 (17,911)			513,324 (502,020)	102.3	126,547 (103,571)	639,871 (605,591)
17,545 (17,207)	85,404 (84,964)	5,393 (6,205)	7,525 (7,653)	626,709 (623,642)	100.5	702,269 (706,332)	1,328,978 (1,329,974)
7,823 (8,150)	12,454 (12,337)	1,404 (1,412)	5,721 (5,763)	354,781 (351,533)	100.9	68,249 (71,501)	423,030 (423,034)
5,207 (4,862)	12,381 (12,241)	823 (825)	7,387 (7,737)	354,399 (350,838)	101.0	80,266 (80,976)	434,665 (431,814)
	16,688 (16,953)			467,721 (475,152)	98.4	33,290 (28,597)	501,011 (503,749)
8,275 (8,067)	22,461 (22,293)	2,433 (2,465)	6,755 (6,948)	394,970 (393,059)	100.5	158,742 (157,873)	553,713 (550,932)

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成

区分 給料表	職員数	構成比	学歴別			
			大学卒		短大卒	
	人	%	人	%	人	%
行政職	6,228 (6,319)	21.9 (21.7)	4,836 (4,873)	77.6 (77.1)	128 (136)	2.1 (2.2)
研究職	324 (337)	1.1 (1.1)	316 (330)	97.5 (97.9)	2 (1)	0.6 (0.3)
医療職(1)	26 (24)	0.1 (0.1)	26 (24)	100.0 (100.0)		
医療職(2)	274 (280)	1.0 (1.0)	259 (262)	94.5 (93.6)	15 (18)	5.5 (6.4)
医療職(3)	105 (108)	0.4 (0.4)	103 (106)	98.1 (98.1)	2 (2)	1.9 (1.9)
福祉職	110 (114)	0.4 (0.4)	106 (110)	96.4 (96.5)	2 (1)	1.8 (0.9)
大学教育職	44 (44)	0.1 (0.2)	42 (42)	95.5 (95.5)	2 (2)	4.5 (4.5)
高等学校等 教育職	6,295 (6,451)	22.1 (22.2)	6,052 (6,180)	96.1 (95.8)	190 (213)	3.0 (3.3)
中学校小学校 教育職	8,898 (9,207)	31.3 (31.7)	8,659 (8,926)	97.3 (96.9)	239 (281)	2.7 (3.1)
公安職	6,148 (6,166)	21.6 (21.2)	2,863 (2,836)	46.6 (46.0)	35 (37)	0.6 (0.6)
計	28,452 (29,050)	100.0 (100.0)	23,262 (23,689)	81.8 (81.5)	615 (691)	2.2 (2.4)

(注) ( ) 内は、前年の調査結果である。

## (令和5年職員給与等実態調査)

人 員 構 成				性 別 人 員 構 成			
高 校 卒		中 学 卒		男		女	
人	%	人	%	人	%	人	%
1,246 (1,288)	20.0 (20.4)	18 (22)	0.3 (0.3)	4,026 (4,123)	64.6 (65.2)	2,202 (2,196)	35.4 (34.8)
6 (6)	1.9 (1.8)			262 (274)	80.9 (81.3)	62 (63)	19.1 (18.7)
				20 (17)	76.9 (70.8)	6 (7)	23.1 (29.2)
				128 (135)	46.7 (48.2)	146 (145)	53.3 (51.8)
				6 (6)	5.7 (5.6)	99 (102)	94.3 (94.4)
2 (3)	1.8 (2.6)			56 (58)	50.9 (50.9)	54 (56)	49.1 (49.1)
				41 (41)	93.2 (93.2)	3 (3)	6.8 (6.8)
53 (57)	0.8 (0.9)	0 (1)	0.0 (0.0)	3,490 (3,589)	55.4 (55.6)	2,805 (2,862)	44.6 (44.4)
				4,376 (4,533)	49.2 (49.2)	4,522 (4,674)	50.8 (50.8)
3,250 (3,293)	52.9 (53.4)			5,534 (5,567)	90.0 (90.3)	614 (599)	10.0 (9.7)
4,557 (4,647)	16.0 (16.0)	18 (23)	0.1 (0.1)	17,939 (18,343)	63.1 (63.1)	10,513 (10,707)	36.9 (36.9)

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										3
2										8
3			1	1						
4			1			1				1
5		1	1							
6		2	5							
7		1	6							
8		20	9							
9	9	11	4							
10		9	24						1	
11		1	6						1	
12	10	144	28						2	
13	3	14	9					1	17	
14		10	102	1					8	
15		5	8					1	9	
16	7	147	14	2					2	
17	2	16	11							
18	5	13	28							
19		4	5	2				2		
20	4	37	32	4				7		
21	1	12	17	1				1		
22	1	130	96	10				4		
23		9	18	1				5		
24	6	34	41	6				7		
25	3	9	9	4				10		
26		96	78	19				9		
27		7	17	7				5		
28	6	6	30	20				11		
29	125	3	9	11				13		
30	4	7	77	21			6	6		
31	1	3	16	16			40	1		
32	131	5	40	44	1		55	1		
33	4	2	16	13			17	1		
34	5	2	49	27			17	1		
35	3	2	17	5		1	33	1		
36	114	1	37	36	1		5	2		
37	20	1	8	16			15	1		
38	8	1	52	23	1		6			
39	3	5	18	12						
40	9	2	24	24			11			
41	3	4	9	9		2	4			
42	1	2	34	16	1		8			
43	4		8	10			5			
44	6	2	14	42	1	1	2			
45			4	40	3	1	3			
46	1	2	10	24	2		2			
47			2	25	1		1			
48	1	2	5	27	2	2				
49		2	5	25	2	1	3			
50		1	5	16	2	31				
51	1	2	2	20	4	41	1			
52		1	6	35	6	28				
53			3	23	8	46				
54		1	3	25	6	64				
55			2	11	10	94				
56		1	2	47	13	43	1			
57			2	33	8	25				
58			3	21	11	33				
59			4	21	11	41	1			
60			2	45	9	31				
61		1	1	33	10	21	1			
62		1	3	33	13	18				
63			3	44	19	28				
64			1	28	18	24				

## (令和5年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65				25	13	20				
66			1	26	21	16				
67		1		20	14	20				
68			1	18	33	14				
69		1	1	14	37	13				
70		1	1	21	32	10				
71				23	32	15				
72		1	3	16	27	12				
73			1	22	35	11				
74			4	14	29	10				
75			3	31	18	10				
76		1	1	14	30	3				
77			3	16	25	9				
78			1	19	27	17				
79			2	23	23	5				
80				16	28	3				
81			1	10	33	4				
82			1	12	23	9				
83			2	21	26	7				
84			1	12	28	1				
85			1	9	24	50				
86			1	10	23					
87			1	21	24					
88			1	7	17					
89				7	19					
90			1	5	12					
91			1	8	15					
92			3	10	14					
93			1	2	27					
94			4	2	32					
95			2	9	8					
96				2	11					
97			2	6	21					
98			3	4	19					
99			3	4	12					
100			2	3	11					
101			3	45	42					
102										
103			5							
104			1							
105			2							
106										
107										
108										
109										
110										
111										
112			2							
113			17							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	501 ( 8.0)	799 (12.9)	1,179 (18.9)	1,506 (24.2)	1,028 (16.5)	836 (13.4)	237 ( 3.9)	90 ( 1.4)	40 ( 0.6)	12 ( 0.2)
									総計	6,228 (100.0)

その2 研究職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1			1			
2						
3						
4			1			
5		2	1			
6						
7						
8		3	1			
9		1	1	1		
10						
11						
12		2	4			
13		1	2			
14						
15			1			
16			7			
17		3	4	1		
18			1	2		
19		1				
20		5	6	1		
21			4	1		
22			1	2		
23						
24		9	3	1		
25			1	2		
26		1	3	2		
27		1		4		
28		1	2	1		
29			1			
30				1		
31			2	1	20	
32		4	3	1		
33		2	5	2	2	
34			1	1	2	
35			1	2		
36		2	5			
37		1	2	1	1	
38			2	2	2	
39						
40						
41		1	1	1		
42			1	3	2	
43				5		
44		1		1		
45				2		
46				2	1	
47				2		
48				5		
49						
50			1	2		
51						
52				1		
53				2		
54				5	1	
55				3		
56				2		
57				1		
58				2		
59				2		
60				3		
61				3		
62				3		
63						
64						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
65						
66						
67				1		
68				1		
69				4		
70						
71				4	1	
72				2		
73				89	1	
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		41 ( 12.7)	69 ( 21.3)	180 ( 55.6)	34 ( 10.4)	
					総計	324 (100.0)

その3 医療職給料表(1)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9	2				
10					
11					
12	3				
13					
14					
15					
16					
17	1				
18				1	
19					
20					
21					
22			1		
23					
24	2	1			
25					
26		1			
27				1	
28					
29					
30				1	
31					
32				1	
33					
34	1				
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42			1		
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51				1	
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60				1	
61					
62					
63					
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
65					
66					
67					
68					
69				7	
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	9 ( 34.6)	3 ( 11.6)	1 ( 3.8)	13 ( 50.0)	
				総計	26 (100.0)

その4 医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4			1				
5		1			1		
6				1		1	
7			1	2			
8				3			
9				1			
10				1			
11			1		1		
12			6	3			
13			1	1			
14				1			
15			1	1		1	
16		1	4	6			
17		5				4	
18							
19						1	
20		6		8	2	2	
21				1	1	2	
22					1	2	
23				1	3	2	
24		6		3	4	1	
25					1	3	
26					3	3	
27			1	3	1	3	
28		1		5	2	3	1
29			1		2	1	5
30					2	4	1
31				1		3	3
32				3		2	1
33			1			1	
34				1	1	1	1
35					1	2	1
36		2		4		1	4
37				1		1	4
38			1	1		2	1
39				2		4	2
40						3	2
41			1			4	
42						2	2
43						1	3
44							
45					1		1
46					1		
47						3	
48				1		1	1
49				1		3	
50						4	
51						3	
52						1	
53						1	
54						2	
55						1	
56			1			1	
57						1	
58						1	
59						1	
60						1	
61						3	
62						1	
63			1			4	
64							
65				1			
66							
67							
68						3	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
69						1	
70							
71						2	
72						2	
73						5	
74					1		
75							
76			1				
77				1			
78				1			
79							
80							
81							
82			1				
83							
84							
85				1			
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計		22 ( 8.0)	24 ( 8.8)	60 ( 21.9)	29 ( 10.6)	106 ( 38.7)	33 ( 12.0)
						総計	274 (100.0)

その5 医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9					1		
10					5		
11			1		1		
12			1				
13							
14			5		1		
15		4					
16							
17							
18		6	3	4			
19							
20				1			
21							
22		6					
23		1					
24							
25							
26		2		1	1		
27							
28					1		
29		1		1	1		
30		4		1	1		
31							
32					1		
33							
34		3		2			
35							
36				2			
37							
38				1			
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45						3	
46						2	
47							
48							
49							
50						3	
51							
52					1	1	
53							
54						1	
55						1	
56							
57							
58					1		
59							
60					3		
61					1		
62							
63					1		
64							
65							
66							
67							
68							

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
69							
70					2		
71					1		
72							
73							
74					1		
75							
76							
77							
78							
79							
80					1		
81							
82					1		
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90					2		
91							
92					2		
93							
94							
95							
96					1		
97					13		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		27 ( 25.7)	10 ( 9.5)	21 ( 20.0)	36 ( 34.3)	11 ( 10.5)	
						総計	105 ( 100.0)

その6 福祉職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11		1				
12		1				
13						
14						
15						
16		3				
17						
18						
19						
20		1				
21		1				
22						
23		2				
24		4				
25	4					
26						
27						
28	5	3				
29		1				
30						
31						
32	2	2				
33	1					
34		1				
35						
36						
37						
38		1		1		
39						
40		5				
41			1	1		
42				2		
43		1				
44		4		1		
45		1		1		
46		1		1		
47				1		
48		2				
49				2		
50		1		1		
51			2	1		
52		2				
53			1			
54						
55						
56		1		1		
57				1	1	
58						
59				1		
60						
61		1			1	
62		1		1	1	
63				3		
64			1	1		
65						
66		1		1	2	
67				1		
68				2		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
69		1				
70						
71				1		
72				1		
73						
74				1		
75		1		1		
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82				1		
83						
84				1		
85						
86						
87				1		
88				1		
89						
90						
91				1		
92				1		
93				1		
94						
95				2		
96						
97				4		
98						
99						
100						
101		1				
102						
103						
104						
105		1				
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121		1				
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	12 ( 10.9)	47 ( 42.7)	5 ( 4.5)	41 ( 37.3)	5 ( 4.6)	
					総計	110 ( 100.0)

その7 大学教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				1
27				
28				
29				
30				1
31				1
32				
33				
34				
35				1
36				9
37				5
38				
39				
40				
41				
42				
43				2
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50		2		
51				
52		2		
53				
54		2		
55				
56				
57				
58			1	
59				
60				
61				
62				
63				
64		1	1	
65				
66		1		
67				
68		1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
69				
70				
71				
72			1	
73				
74				
75			1	
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84	1			
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93			1	
94			1	
95				
96			1	
97			2	
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113		4		
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
特				1
計	1 ( 2.3)	13 ( 29.5)	9 ( 20.5)	21 ( 47.7)
			総計	44 ( 100.0)

その8 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5	1	77		
6				
7				
8	1	57		
9		15		
10		10		
11		5		
12	1	68		
13		16		
14		6		
15		3		
16		29		
17		22		
18		59		
19	2	4		
20		34		
21		17		
22	2	74		
23		6		
24		29		
25		15		2
26		98		1
27		8		3
28	3	22		3
29		31		7
30	2	93		10
31		12		9
32	1	34		16
33	1	36		8
34	1	104		4
35		9		8
36	1	31		6
37	1	22		8
38	2	107		2
39		9		5
40	1	25		6
41	4	28		7
42	5	18		1
43	1	5		2
44	3	67		
45	1	21		1
46	1	37		
47	2	30		
48	1	13		
49	2	12		
50	4	67		
51	1	19		
52		31		
53		24		
54	2	94		
55		9		
56	2	48		
57	2	30	10	
58	1	76	15	
59		4	19	
60		6	8	
61		7	14	
62	1	10	15	
63		15	9	
64		39	12	
65	2	21	23	
66	2	84	9	
67		16	11	
68		26	20	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
69		36	5	
70	2	66	4	
71	1	15	14	
72		31	10	
73	1	36	10	
74	1	13	6	
75		5	10	
76	1	3		
77		15	7	
78	1	8	5	
79	3	10	5	
80	4	59	7	
81	2	28	3	
82	2	33	4	
83	1	37		
84	1	55	1	
85		27	1	
86		33		
87		35		
88	1	54		
89	1	23		
90		36		
91	1	33		
92	2	65		
93	1	26		
94	2	49		
95	2	47		
96		61		
97	1	29		
98		38		
99	2	50		
100	1	62		
101		28		
102	1	44		
103	1	34		
104	1	54		
105	2	36		
106	2	36		
107	1	51		
108	2	54		
109	2	31		
110		39		
111		35		
112		58		
113		34		
114		39		
115		28		
116	1	21		
117	1	55		
118		33		
119		45		
120	1	29		
121		69		
122		36		
123		44		
124		42		
125		59		
126		35		
127		51		
128		24		
129		40		
130		32		
131		54		
132		49		
133		53		
134		27		
135		31		
136		38		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
137		69		
138		39		
139	2	48		
140		72		
141		74		
142		94		
143		126		
144		111		
145		102		
146		114		
147		140		
148		74		
149		127		
150				
151				
152				
153	1			
154				
155				
156				
157				
計	109 ( 1.7)	5,820 ( 92.5)	257 ( 4.1)	109 ( 1.7)
			総計	6,295 ( 100.0)

その9 中学校小学校教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11		1			
12					
13					
14		1			
15		1			
16					
17		141			
18		2			
19		1			
20		144			2
21		38			14
22		17			13
23		8			46
24		179			43
25		24			47
26		16			35
27		10			22
28		39			33
29		35			23
30		153			20
31		14			14
32		40			17
33		26			15
34		190			17
35		14			23
36		53			16
37		27			15
38		193			14
39		15			3
40		50			8
41		35			5
42		193			6
43		22			4
44		35			1
45		33			2
46		196			
47		10			
48		32			
49		29			
50		213			
51		20			
52		38			1
53		40			1
54		35			
55		12			
56		145			
57		12			
58		48			
59		33			
60		9			
61		11			
62		149		1	
63		15	2		
64		39			
65		32	1	1	
66		163			
67		18			
68		52		1	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
69		40	5	1	
70		138		4	
71		5	2	2	
72		10	1	8	
73		12	4	6	
74		14	3	52	
75		12		12	
76		51		11	
77		50	2	36	
78		114	2	11	
79		16	5	9	
80		40	2	60	
81		31	3	10	
82		134	2	16	
83		17	2	39	
84		48	3	11	
85		42	6	16	
86		20	2	22	
87		7	5	7	
88		4	8	13	
89		10	4	34	
90		5	5	7	
91		8	2	7	
92		15	5	10	
93		113	4	15	
94		26	2	2	
95		53	2	3	
96		42	3	7	
97		124	2	5	
98		30	1	6	
99		40	3	13	
100		45		2	
101		106		3	
102		38		5	
103		43	1	3	
104		51		1	
105		69	1	1	
106		28			
107		43			
108		40			
109		98	5		
110		32			
111		7			
112		5			
113		13			
114		1			
115		43			
116		47			
117		65			
118		23			
119		51			
120		52			
121		53			
122		26			
123		31			
124		44			
125		64			
126		24			
127		36			
128		41			
129		45			
130		25			
131		34			
132		22			
133		20			
134		41			
135		31			
136		37			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
137		41			
138		35			
139		17			
140		39			
141		34			
142		46			
143		37			
144		37			
145		31			
146		52			
147		23			
148		44			
149		37			
150		44			
151		35			
152		37			
153		33			
154		61			
155		69			
156		77			
157		77			
158		111			
159		127			
160		153			
161		124			
162		112			
163		113			
164		133			
165		240			
計		7,865 ( 88.4)	100 ( 1.1)	473 ( 5.3)	460 ( 5.2)
				総計	8,898 ( 100.0)

その10 公安職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9	63									
10			2							
11										
12	62	47								
13	7	2	1			1				
14	1	9	1							
15	2	6						1		
16	45	48	5							
17	1	100	2							
18	7	17	4		1	1				
19	4	7								
20	4	118	3	1		1				
21	3	6	2	1		1				
22		23	7	4	1	1				
23	2	17	1	1						
24	2	109	5	2	4	1				
25	2	10	3	1	1					
26		28	9	3	2					
27		11	1	1	2	1	1			
28		74	6	5	4	1				
29		11	2		2	1				
30		36	11	5	8	2	1		2	
31	2	11	1	1	5	3			6	
32		70	16	4	4	3	1		2	
33	1	16	3	2	2	1			11	
34	1	38	17	4	7	2			1	
35		14	2	2	9	1			3	
36		50	26	11	10	1	2		4	
37	1	18	5	4	5	1	1			
38		31	20	14	10	1			3	
39		12	7	6	6	2		1		
40		66	16	21	14		2			
41		8	7	4	8	2			1	
42		39	26	32	19	3	1		1	
43		19	5	7	16				1	
44		34	35	26	13	5	2			
45		13	6	12	23	2		2		
46		34	20	31	16	5		1	1	
47		10	8	12	12	4	1	24		
48		47	30	41	15	3		4		
49		8	8	14	16	4	1	2	1	
50		27	35	39	13		6	4		
51		10	14	19	13	1		2		
52		35	26	45	15	3	11	2		
53		10	9	25	22	2	6	3		
54		32	29	34	20	3	6	1		
55		14	6	13	15	2	23	2		
56		25	30	36	21	5	8			
57		19	9	20	20	3	8	1		
58		28	22	39	28	1	7	1		
59		11	7	18	15	3	6	4		
60		34	18	31	27	1	4			
61		11	11	24	24	2	8	1		
62		25	29	33	22	4	4	2		
63		13	16	22	24	3	10	2		
64		22	27	32	25	3	9			
65		14	10	20	28	3	5	1		
66		21	14	35	16	3	9			
67		12	7	20	12	3	7			
68		20	23	25	22	3	4			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
69		7	4	25	23	2	7			
70		14	9	26	17	3	1			
71		5	5	32	11	2	7			
72		9	13	27	14	6	7			
73		3	8	29	11	2	8			
74		3	14	17	18	3	5			
75		3	6	22	23	2	2			
76		2	14	22	13	3	2			
77		1	4	14	12	1	5			
78		4	6	13	13	5	1			
79		1	5	22	14	1	6			
80		2	6	17	19	3	1			
81			4	20	9	2	2			
82			2	15	18	4	2			
83			6	12	19	2	2			
84			5	12	16	2	1			
85			4	14	5		36			
86		1	4	12	12	3				
87			3	14	15	3				
88			2	22	13					
89			7	15	15	19				
90				16	12	5				
91			3	11	12	4				
92			4	8	11	2				
93			3	7	17	45				
94			2	21	12					
95			5	9	11					
96			3	7	8					
97			2	9	10					
98			1	9	11					
99			1	10	9					
100			2	11	17					
101			1	10	243					
102				9						
103			2	6						
104			2	5						
105				2						
106				7						
107			2	7						
108			2	10						
109			1	7						
110			1	8						
111				7						
112				8						
113			1	2						
114				6						
115				7						
116				6						
117				3						
118				5						
119			1	3						
120				8						
121				3						
122				9						
123				6						
124				11						
125				96						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132			1							
133										
134										
135										
136										

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
137										
138										
139										
140										
141			1							
計	210 ( 3.4)	1,655 (26.9)	837 (13.6)	1,573 (25.6)	1,300 (21.1)	226 ( 3.7)	249 ( 4.1)	61 ( 1.0)	37 ( 0.6)	
									総計	6,148 ( 100.0)



第4表 給料表別、年齢別人員分布

年齢	給料表 行政職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
	人	人	人	人	人
17歳以下					
18歳	7				
19	12				
20	11				
21	11				
22	119	2		1	3
23	128	3			4
24	155	6		3	8
25	174	3	3	5	7
26	183	7	2	3	4
27	188	8		10	3
28	193	8	1	8	6
29	175	3	3	8	5
30	172	11		8	6
31	174	9	1	11	4
32	150	11		11	
33	136	7		9	1
34	149	6		4	3
35	133	11	1	10	3
36	129	11		8	2
37	114	12		8	4
38	97	10		7	
39	116	7	2	13	
40	98	6		7	
41	113	6		13	
42	123	9		11	1
43	143	7		13	2
44	141	11		7	2
45	123	9		6	
46	143	1		7	3
47	137	9	1	8	2
48	183	6		6	3
49	190	6	1	10	1
50	214	11	1	15	2
51	213	10		4	4
52	197	14		7	
53	235	8		4	1
54	220	12		5	5
55	222	14		9	3
56	195	15		3	4
57	237	8		2	2
58	188	10	2	5	2
59	185	17		5	5
60			1		
61			3		
62			1		
63	1		1		
64			1		
65					
66~69	1		1		
70歳以上					
計	6,228	324	26	274	105

## (令和5年職員給与等実態調査)

福 祉 職	大学教育職	高等学校等 教 育 職	中学校小学校 教 育 職	公 安 職	計
人	人	人	人	人	人
		1		56	64
		1		69	82
		1		56	68
		1		63	75
4		71	139	165	504
5		78	181	159	558
3		109	242	173	699
2		120	255	153	722
2		132	273	153	759
5		154	274	147	789
4		168	300	155	843
5		168	282	149	798
7		179	265	152	800
4		162	287	173	825
2		152	256	191	773
4		152	237	179	725
1		174	243	194	774
		173	225	200	756
5		146	222	198	721
2		119	254	201	714
1		146	250	205	716
3	2	141	217	205	706
4	1	159	208	192	675
6	2	150	191	193	674
1		169	188	189	691
4	3	153	186	200	711
	1	159	179	190	690
3		156	179	172	648
4	1	176	155	162	652
4	1	181	169	140	652
2		200	198	137	735
2		201	214	127	752
4	1	226	211	156	841
3		181	188	116	719
3		160	194	92	667
	1	166	242	100	757
3		188	282	88	803
3	1	179	291	94	816
	4	205	275	80	781
		253	301	100	903
4	1	244	328	124	908
1	1	231	305	100	850
	3	3			7
	3	2	2		10
		1	4		6
	3		1		6
	4				5
	5	1	2		8
	5	3	1		11
	1		2		3
110	44	6,295	8,898	6,148	28,452

第5表 扶養親族数別職員数

(令和5年職員給与等実態調査)

任命権者 扶養親族数	知事	教委	警察	計	うち扶養親族たる 配偶者を有する者
	人	人	人	人	人
1人	768	1,985	920	3,673	1,248
2人	825	2,279	1,206	4,310	1,444
3人	453	1,263	1,138	2,854	1,921
4人	96	330	326	752	665
5人	8	37	53	98	90
6人以上	2	2	2	6	6
計	2,152	5,896	3,645	11,693	5,374

(注) 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっている者である。

第6表 管理職手当の支給状況

(令和5年職員給与等実態調査)

区分	機関等	本庁	出先機関	受給者
1種	部長	部長	機関の長	人 52
2種	局長	局長	機関の長	130
3種	課長	課長	機関の長	346
4種	課の参事		機関の長、次長、参事	506
5種			校長	304
6種			校長、教頭	448
7種			教頭	398
8種			学校の部主事	90
計				人 2,274
受給者1人当たりの平均手当月額				円 65,691

第7表 住居手当の支給状況

(令和5年職員給与等実態調査)

区 分	任 命 権 者				
	知 事	教 委	警 察	計	
受 給 者	人 1,473	人 4,014	人 1,624	人 7,111	
手当月額 13,000 円以下の受給者	0	7	5	12	
13,100 円以上 30,000 円未満の受給者	474	1,761	626	2,861	
30,000 円の受給者	999	2,246	993	4,238	
借家・借間に係る受給者 1人当たり平均手当月額	円 28,612	円 28,077	円 28,490	円 28,316	
配偶者等の居住 する借家・借間	受 給 者	人 8	人 1	人 4	人 13
	平 均 手 当 月 額	円 15,000	円 15,000	円 15,000	円 15,000

第8表 通勤手当等の状況

その1 通勤手当の支給状況

(令和5年職員給与等実態調査)

区分	任命権者			
	知事	教委	警察	計
受給者	人 4,479	人 14,817	人 5,711	人 25,007
交通機関等のみ利用者	2,270	531	990	3,791
交通用具のみ使用者	1,472	13,804	4,279	19,555
交通機関等・交通用具併用者	737	482	442	1,661
非受給者	724	1,549	1,172	3,445
計	5,203	16,366	6,883	28,452
受給者1人当たりの平均手当月額	円 23,881	円 10,423	円 14,482	円 13,760

その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び平均通勤手当月額

受給区分		全額受給者	支給限度額 超過者	計
利用方法				
交通機関等 利用者	利用人員	3,613 人	178 人	3,791 人
	カバー率	95.3 %		
	平均運賃額	23,367 円	85,995 円	26,308 円
	平均手当月額	23,367 円	75,000 円	25,792 円
	充当率	100.0 %	87.2 %	98.0 %
交通用具 使用者	利用人員	19,555 人	0 人	19,555 人
	カバー率	100.0 %		
	平均所要額	8,731 円	— 円	8,731 円
	平均手当月額	8,731 円	— 円	8,731 円
	充当率	100.0 %	— %	100.0 %
交通機関等 と交通用具 との併用者	利用人員	1,448 人	213 人	1,661 人
	カバー率	87.2 %		
	平均所要額	41,107 円	87,060 円	47,000 円
	平均手当月額	41,107 円	75,438 円	45,509 円
	充当率	100.0 %	86.7 %	96.8 %
計	利用人員	24,616 人	391 人	25,007 人
	カバー率	98.4 %		
	平均所要額	12,784 円	86,575 円	13,938 円
	平均手当月額	12,784 円	75,238 円	13,760 円
	充当率	100.0 %	86.9 %	98.7 %

(注) 1 受給区分欄の全額受給者とは、1か月当たりの運賃額又は交通用具使用分相当額（駐車場所要額を除く。以下同じ。）が75,000円までのもので、その全てを通勤手当として受給している者であり、支給限度額超過者とは、1か月当たりの運賃額又は交通用具使用分相当額が75,000円の手当額を超える者である。

ただし、交通機関等と交通用具との併用者において、全額受給者とは、当該運賃額及び交通用具使用分相当額の合計額が75,000円の手当額までのもので、支給限度額超過者は、当該運賃額及び交通用具使用分相当額の合計額が75,000円の手当額を超える者である。

2 カバー率とは、利用方法ごとの全人員のうち、全額受給される人員の割合を百分率で表したものである。

3 充当率とは、1か月の通勤に支給される平均通勤手当額（平均手当額）を1か月の通勤に支払っている平均運賃額又は平均所要額で除して、百分率で表したものである。

4 交通機関等と交通用具との併用者欄及び計欄の平均所要額とは、運賃額と交通用具使用分相当額の合計の平均額である。

その3 交通用具の使用距離別職員数

距離	使用区分		自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計	平均使用 距 離
			人	人	人	人	km
2km 以上	3km 未満		585	126	1,273	1,984	2.0
3 "	5 "		479	239	3,089	3,807	3.5
5 "	10 "		141	312	5,957	6,410	6.8
10 "	15 "		23	109	3,228	3,360	11.8
15 "	20 "		4	71	1,833	1,908	16.9
20 "	30 "		1	47	2,036	2,084	24.0
30 "	40 "			16	900	916	33.6
40 "	50 "			3	329	332	44.0
50 "	60 "				200	200	54.1
	60km 以上のもの				215	215	70.5
	計		1,233	923	19,060	21,216	12.0

(注) 交通用具の使用区分は、他の交通用具との併用を含み、その場合は自動四輪車、自動二輪車等、

(内訳)

交 通 用 具 の み 使 用				交 通 機 関 と 併 用			
自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計	自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計
人	人	人	人	人	人	人	人
358	89	1,138	1,585	227	37	135	399
356	184	2,910	3,450	123	55	179	357
113	255	5,789	6,157	28	57	168	253
22	101	3,189	3,312	1	8	39	48
4	70	1,826	1,900		1	7	8
1	47	2,012	2,060			24	24
	16	822	838			78	78
	3	162	165			167	167
		61	61			139	139
		27	27			188	188
854	765	17,936	19,555	379	158	1,124	1,661

自転車の優先順位で計上している。

第9表 職員数の推移

(令和5年職員給与等実態調査)

区 分	令和5年4月 (A)	平成25年4月 (B)	(A) - (B)	(A) / (B)
	人	人	人	%
知 事 部 局	5,243	5,439	△ 196	96.4
うち行政職給料表関係 (技能労務職員を含む。)	4,384	4,557	△ 173	96.2
うち医療職給料表関係	386	418	△ 32	92.3
教 育 委 員 会	16,421	23,821	△ 7,400	68.9
うち高等学校等教育職 給 料 表 関 係	6,275	6,322	△ 47	99.3
うち中学校小学校教育職 給 料 表 関 係	8,898	15,756	△ 6,858	56.5
警 察 本 部	6,884	6,821	63	100.9
うち公安職給料表関係	6,148	6,077	71	101.2
企 業 局	123	115	8	107.0
が ん セ ン タ ー 局	1,104	814	290	135.6
計	29,775	37,010	△ 7,235	80.5

(注) 1 「知事部局」の区分は、県議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、  
収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局を含む。

2 職員数には、各区分のとおり技能労務職員並びに企業局及びがんセンター局の職員を含む。

第10表 暫定再任用職員の適用給料表別、級別人員

(令和5年職員給与等実態調査)

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	322			289	1	7	7	6	8	4	
研究職給料表	2			2							
医療職給料表(2)	13				13						
医療職給料表(3)	9				9						
福祉職給料表	1		1								
高等学校等教育職給料表	383	10	372	1							
中学校小学校教育職給料表	551		550		1						
行政職給料表(2)	41		41								
合計	1,322										
60歳	384										
61歳	333										
62歳	265										
63歳	213										
64歳	127										

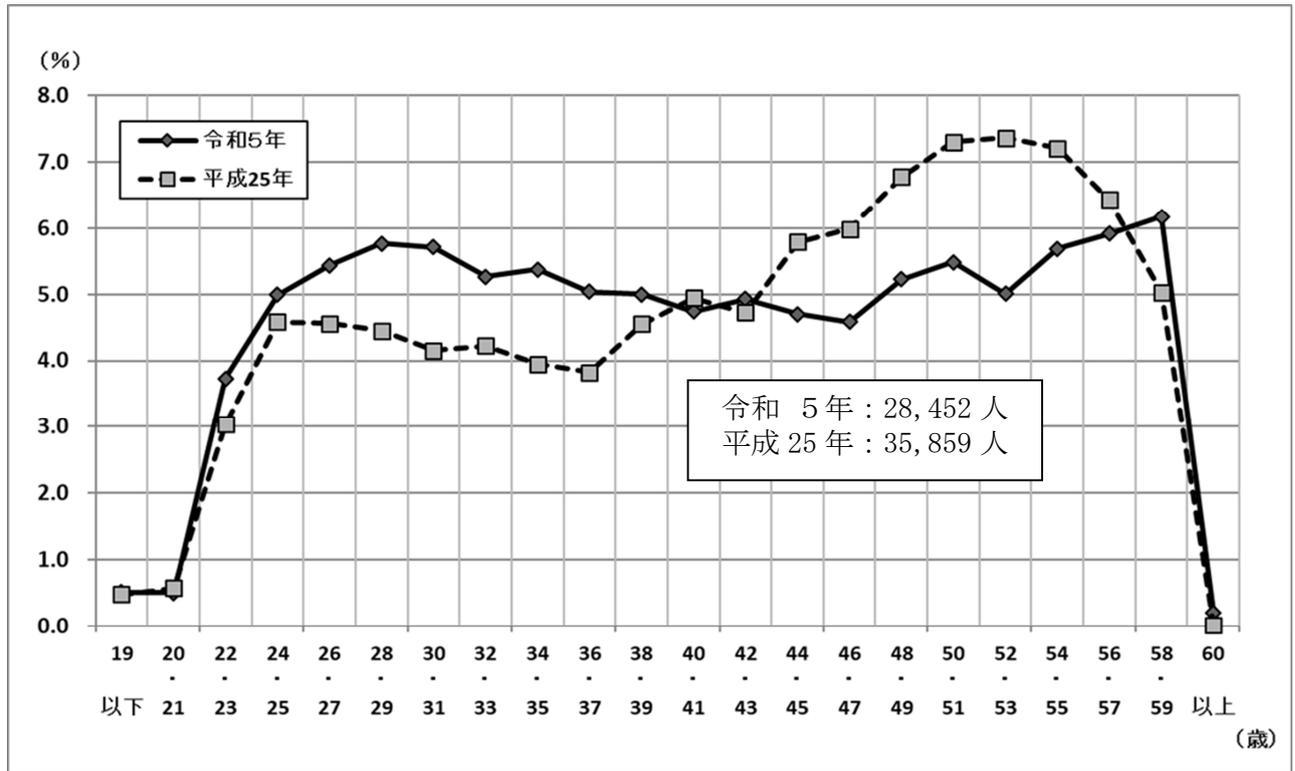
(注) 該当人員のいる給料表のみ掲載した。(下表について同じ。)

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6
		人	人	人	人	人	人
行政職給料表	59			49	7	2	1
医療職給料表(2)	2				2		
高等学校等教育職給料表	295		295				
中学校小学校教育職給料表	77		77				
公安職給料表	43				33	10	
行政職給料表(2)	2	2					
合計	478						
60歳	78						
61歳	104						
62歳	124						
63歳	79						
64歳	93						

第11表 年齢階層別人員構成比（全職員）（令和5年と平成25年との比較）

（令和5年職員給与等実態調査）



（注） 職員数は、第2表の調査対象職員のみで比較

## 2 民間給与関係資料

### 令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職県職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会

#### (3) 調査の範囲

##### ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,768事業所

##### イ 調査対象職種

行政職相当職種22職種及びその他の職種54職種の合計76職種

#### (4) 調査対象の抽出

##### ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を組織、規模及び産業により35層（静岡市10層、浜松市10層、政令市以外15層）に区分し、各層から444事業所を無作為に抽出して、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

##### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

初任給関係 1,373 人（行政職に相当する調査実人員 1,326 人）、初任給関係以外の調査職種 17,290 人（行政職に相当する調査実人員 16,252 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、124,218 人であり、行政職に相当するものは 109,261 人である。）

イ 復 元

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 12 表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和 5 年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産 業	静 岡 県						全 国 (参 考)					
	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	382	77	43	53	148	61	9,659	1,644	1,237	1,249	3,894	1,635
農業、林業、漁業	0	0	0	0	0	0	26	0	0	0	8	18
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	15	4	0	1	6	4	756	141	83	78	261	193
製造業	197	25	28	30	78	36	4,012	465	529	555	1,760	703
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	72	15	8	5	29	15	1,683	315	223	198	632	315
卸売業、小売業	26	6	1	5	12	2	762	130	113	126	300	93
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	14	8	2	2	2	0	385	145	91	49	85	15
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	58	19	4	10	21	4	2,035	448	198	243	848	298

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査の対象外であることが判明した事業所が 9 所、調査不能の事業所が 53 所あった。
- 2 調査対象事業所 444 所から企業規模、事業所規模等が調査の対象外であることが判明した事業所 9 所を除いた 435 所に占める調査完了事業所 382 所の割合（調査完了率）は、87.8%
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務・ 技術 関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	* 226,621	* 235,081	* 219,379	—
		大学卒	208,111	208,609	207,154	—
		短大卒	* 177,866	* 181,500	* 163,500	—
		高校卒	173,428	188,880	173,582	—
	新卒技術者	大学院修士課程修了	240,209	241,437	* 219,307	—
		大学卒	219,395	220,224	216,545	—
		短大卒	* 192,696	* 185,200	* 195,450	—
		高校卒	174,945	174,246	177,211	—
	新卒事務員・ 技術者計	大学院修士課程修了	239,599	241,294	* 219,330	—
		大学卒	212,714	213,814	210,083	—
		短大卒	* 186,065	* 182,587	* 189,619	—
		高校卒	174,380	174,019	174,916	—
そ の 他	新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
	準新卒医師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	* 239,348	* 239,348	—	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	—	—	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
	新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
	準新卒看護師	養成所卒	231,716	231,716	—	—
	準新卒准看護師	養成所卒	* 225,992	* 225,992	—	—

(注) 1 「\*」は、調査実人員が10人以下であることを示す。

2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

3 「準新卒」とは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については令和2年3月大学卒業後、令和2年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和5年4月までの間に採用された者に限っている。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	35	55.2	734,875	2,062	732,813	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任 者を除く。)
	大学卒	22	54.5	739,065	70	738,995	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	12	56.6	732,289	5,545	726,744	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	21	53.9	767,512	0	767,512	構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除 く。)
	大学卒	13	53.2	812,682	0	812,682	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	6	56	738,290	0	738,290	
	中学卒	2	55	531,581	0	531,581	
	事務部長	457	53.2	662,567	2,731	659,836	2課以上又は構成員20人 以上の部の長、職能資格 等が同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
	大学卒	360	53.0	689,166	2,543	686,623	
	短大卒	25	53.2	592,680	3,966	588,714	
	高校卒	71	53.8	580,521	3,125	577,396	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術部長	354	53.3	691,946	1,054	690,892	同 上
	大学卒	260	53.1	704,206	933	703,273	
	短大卒	39	53.1	660,371	2,320	658,051	
	高校卒	53	54.6	648,505	661	647,844	
	中学卒	2	56.9	587,892	0	587,892	
	事務部次長	281	51.7	616,571	4,841	611,730	上記部長に事故等のあるとき の職務代行者、職能資格等が 同等と認められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大学卒	238	51.4	626,138	5,629	620,509	
	短大卒	20	53.1	621,747	0	621,747	
	高校卒	21	54.4	526,096	2,128	523,968	
	中学卒	2	43.8	439,201	0	439,201	
	技術部次長	141	50.9	569,856	7,895	561,961	同 上
	大学卒	96	50.4	571,093	6,019	565,074	
短大卒	10	51.8	543,393	18,783	524,610		
高校卒	35	51.9	571,730	10,023	561,707		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	1,149	48.8	567,612	8,729	558,883	2係以上又は構成員10人 以上の課の長、職能資格 等が同等と認められる課 の長及び課長級専門職	
大学卒	805	47.5	588,065	7,674	580,391		
短大卒	93	49.8	542,014	14,753	527,261		
高校卒	249	52.2	519,032	9,824	509,208		
中学卒	2	52.2	513,982	158	513,824		
技術課長	926	49.7	587,663	11,094	576,569	同 上	
大学卒	600	48.4	601,006	7,957	593,049		
短大卒	102	51.7	598,854	10,050	588,804		
高校卒	222	52.5	538,266	22,134	516,132		
中学卒	2	58.7	446,610	2,494	444,116		

(注) 「\*」は、調査実人員が1人であることを示す。(以下本表において同じ。)

「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

## (令和5年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	506	46.8	508,101	37,483	470,618	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間） 同 上  係の長及び係長級専門職  同 上  係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間） 同 上
	大 学 卒	379	45.7	506,858	34,234	472,624	
	短 大 卒	51	49.4	499,923	34,721	465,202	
	高 校 卒	75	49.3	517,946	51,279	466,667	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術課長代理	450	49.9	567,919	24,445	543,474	
	大 学 卒	336	48.6	569,849	21,584	548,265	
	短 大 卒	45	54.7	576,763	24,705	552,058	
	高 校 卒	67	53.4	544,891	44,961	499,930	
	中 学 卒	2	55.6	536,027	20,331	515,696	
	事務係長	1,053	46.2	451,653	56,523	395,130	
	大 学 卒	632	44.5	455,123	58,310	396,813	
	短 大 卒	128	48.9	427,252	44,531	382,721	
	高 校 卒	287	48.4	455,165	58,380	396,785	
	中 学 卒	6	48.6	424,116	31,996	392,120	
	技術係長	1,278	45.5	531,366	87,681	443,685	
	大 学 卒	746	43.9	530,020	88,552	441,468	
	短 大 卒	125	48.4	548,428	90,381	458,047	
	高 校 卒	392	48.9	523,425	82,774	440,651	
	中 学 卒	15	51.3	606,108	103,941	502,167	
	事務主任	790	43.8	384,536	53,529	331,007	
	大 学 卒	389	40.3	388,439	57,078	331,361	
	短 大 卒	126	46.6	356,967	41,329	315,638	
	高 校 卒	269	46.7	392,070	54,667	337,403	
	中 学 卒	6	46.3	339,791	35,956	303,835	
	技術主任	837	43.1	451,829	83,932	367,897	
	大 学 卒	366	38.6	430,387	86,444	343,943	
	短 大 卒	93	44.0	437,797	71,987	365,810	
	高 校 卒	349	47.2	468,607	78,971	389,636	
	中 学 卒	29	52.3	589,016	146,859	442,157	
事務係員	4,384	38.6	328,424	39,394	289,030		
大 学 卒	2,303	35.7	330,778	42,940	287,838		
短 大 卒	645	42.8	338,224	38,355	299,869		
高 校 卒	1,420	40.9	321,205	34,811	286,394		
中 学 卒	16	43.1	277,614	39,625	237,989		
技術係員	3,590	35.8	359,807	54,787	305,020		
大 学 卒	1,847	33.6	369,937	63,008	306,929		
短 大 卒	478	37.7	355,384	49,247	306,137		
高 校 卒	1,250	38.0	347,178	45,293	301,885		
中 学 卒	15	47.9	374,995	66,726	308,269		

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。  
「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 企業規模 500 人以上

(令和 5 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考		
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	30	54.5	760,754	79	760,675	構成員 50 人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任 者を除く。)	
	大 学 卒	19	52.9	772,880	85	772,795		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	11	56.7	742,950	71	742,879		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	15	55.6	836,612	0	836,612		構成員 50 人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	9	55.0	895,871	0	895,871		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	5	56.7	743,049	0	743,049		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 部 長	281	53.1	715,881	2,173	713,708		2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長、職能資 格等が同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	242	53.1	727,947	2,065	725,882		
	短 大 卒	10	53.6	688,267	107	688,160		
	高 校 卒	29	52.9	632,189	3,929	628,260		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	230	53.5	735,790	432	735,358	同 上	
	大 学 卒	186	53.3	739,507	395	739,112		
	短 大 卒	15	53.4	758,900	6	758,894		
	高 校 卒	27	55.3	686,165	1,337	684,828		
	中 学 卒	2	56.9	587,892	0	587,892		
	事 務 部 次 長	191	51.6	658,332	6,463	651,869	上記部長に事故等のある ときの職務代行者、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職 中間職 (部長一課長間)	
	大 学 卒	166	51.3	661,574	7,516	654,058		
	短 大 卒	13	52.2	699,221	82	699,139		
	高 校 卒	12	54.8	561,603	609	560,994		
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	87	51.2	598,845	8,415	590,430	同 上		
大 学 卒	63	50.2	599,087	5,166	593,921			
短 大 卒	4	54.2	630,226	2,174	628,052			
高 校 卒	20	53.1	594,656	16,714	577,942			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	812	48.4	606,203	7,357	598,846	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長、職能資 格等が同等と認められる 課の長及び課長級専門職		
大 学 卒	592	47.1	621,186	6,932	614,254			
短 大 卒	56	49.5	587,308	17,504	569,804			
高 校 卒	162	52.5	563,667	5,758	557,909			
中 学 卒	2	52.2	513,982	158	513,824			
技 術 課 長	620	50.0	622,299	7,272	615,027	同 上		
大 学 卒	430	48.8	630,075	4,802	625,273			
短 大 卒	52	52.3	656,830	4,871	651,959			
高 校 卒	136	53.4	571,810	18,559	553,251			
中 学 卒	2	58.7	446,610	2,494	444,116			

## (令和5年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	369	47.1	530,018	38,050	491,968	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同上 係の長及び係長級専門職 同上 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同上
	大学卒	276	46.0	522,993	34,210	488,783	
	短大卒	34	49.5	540,664	38,796	501,868	
	高校卒	58	49.4	548,107	50,955	497,152	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術課長代理	389	50.1	574,843	23,384	551,459	
	大学卒	298	48.7	575,661	20,847	554,814	
	短大卒	37	55.0	584,486	24,225	560,261	
	高校卒	52	54.4	557,712	42,916	514,796	
	中学卒	2	55.6	536,027	20,331	515,696	
	事務係長	645	46.6	479,748	63,862	415,886	
	大学卒	380	44.4	473,288	65,390	407,898	
	短大卒	72	49.4	469,845	55,947	413,898	
	高校卒	191	49.3	494,983	64,956	430,027	
	中学卒	2	44.8	469,185	13,840	*	
	技術係長	970	45.6	547,127	90,908	456,219	
	大学卒	578	43.8	540,881	90,890	449,991	
	短大卒	78	48.7	577,572	95,621	481,951	
	高校卒	300	49.6	549,272	87,577	461,695	
	中学卒	14	51.5	618,316	107,665	510,651	
	事務主任	460	44.2	416,843	64,846	351,997	
	大学卒	227	40.3	420,024	70,871	349,153	
	短大卒	79	46.1	378,820	46,459	332,361	
	高校卒	153	47.9	430,352	66,025	364,327	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	572	43.3	477,259	93,285	383,974	
	大学卒	224	38.4	450,094	96,506	353,588	
	短大卒	49	42.1	465,193	78,066	387,127	
高校卒	270	47.5	495,654	87,960	407,694		
中学卒	29	52.3	589,016	146,859	442,157		
事務係員	2,672	38.7	342,455	42,461	299,994		
大学卒	1,445	35.2	332,516	42,469	290,047		
短大卒	360	43.0	363,107	45,515	317,592		
高校卒	859	41.5	347,327	40,949	306,378		
中学卒	8	46.2	314,140	63,070	251,070		
技術係員	2,344	35.6	361,912	54,833	307,079		
大学卒	1,162	33.2	375,730	65,387	310,343		
短大卒	274	36.9	352,617	48,263	304,354		
高校卒	896	38.0	346,903	43,197	303,706		
中学卒	12	47.8	390,252	75,451	314,801		

3 企業規模 100 人以上 500 人未満

(令和 5 年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和 5 年 4 月分平均支給額		(A) - (B)	備考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
支店長	5	59.1	591,365	13,057	578,308	構成員 50 人以上の支店 (社)の長(取締役兼任 者を除く。)
大学卒	3	61.5	585,482	0	585,482	
短大卒	*	*	*	*	*	
高校卒	*	*	*	*	*	
中学校卒	-	-	-	-	-	
工場長	6	50.1	611,665	0	611,665	構成員 50 人以上の工場の 長(取締役兼任者を除 く。)
大学卒	4	49.3	628,925	0	628,925	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	*	*	*	*	*	
中学校卒	*	*	*	*	*	
事務部長	155	53.1	591,150	1,007	590,143	2 課以上又は構成員 20 人 以上の部の長、職能資格 等が同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
大学卒	106	52.7	619,456	561	618,895	
短大卒	12	53.5	504,638	89	504,549	
高校卒	36	53.6	557,185	2,232	554,953	
中学校卒	*	*	*	*	*	
技術部長	96	53.1	590,048	845	589,203	同 上
大学卒	56	53.3	587,891	1,256	586,635	
短大卒	20	52.3	548,055	521	547,534	
高校卒	20	53.3	630,269	74	630,195	
中学校卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	79	51.4	531,932	788	531,144	上記部長に事故等のある ときの職務代行者、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職 中間職(部長-課長間)
大学卒	65	51.0	548,336	987	547,349	
短大卒	5	54.2	446,273	0	446,273	
高校卒	7	53.8	487,839	0	487,839	
中学校卒	2	43.8	439,201	0	439,201	
技術部次長	47	50.4	518,081	8,414	509,667	同 上
大学卒	29	50.9	514,717	8,484	506,233	
短大卒	6	50.3	486,090	29,743	456,347	
高校卒	12	49.2	536,820	827	535,993	
中学校卒	-	-	-	-	-	
事務課長	283	49.6	472,888	10,048	462,840	2 係以上又は構成員 10 人 以上の課の長、職能資格 等が同等と認められる課 の長及び課長級専門職
大学卒	189	48.5	488,983	7,717	481,266	
短大卒	30	50.7	463,867	9,884	453,983	
高校卒	64	51.7	439,992	15,344	424,648	
中学校卒	-	-	-	-	-	
技術課長	248	48.8	483,914	22,698	461,216	同 上
大学卒	137	47.3	492,978	20,259	472,719	
短大卒	48	50.2	460,449	23,372	437,077	
高校卒	63	51.0	480,180	27,482	452,698	
中学校卒	-	-	-	-	-	

## (令和5年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	132	45.9	450,013	37,380	412,633	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上  係の長及び係長級専門職  同 上  係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	102	44.7	467,006	34,456	432,550	
	短 大 卒	15	49.2	396,903	28,435	368,468	
	高 校 卒	15	48.9	407,068	58,577	348,491	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	45	45.2	465,224	53,661	411,563	
	大 学 卒	25	43.2	461,592	51,283	410,309	
	短 大 卒	7	49.9	468,435	36,945	431,490	
	高 校 卒	13	46.6	470,802	68,019	402,783	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	340	45.9	416,741	48,531	368,210	
	大 学 卒	218	44.8	437,748	51,824	385,924	
	短 大 卒	52	48.6	371,121	29,682	341,439	
	高 校 卒	68	47.7	383,090	49,880	333,210	
	中 学 卒	2	50.4	350,831	57,941	292,890	
	技術係長	252	45.5	427,379	68,472	358,907	
	大 学 卒	143	44.6	440,326	71,220	369,106	
	短 大 卒	39	46.1	384,689	60,421	324,268	
	高 校 卒	69	46.7	422,551	67,423	355,128	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務主任	260	42.8	340,560	38,805	301,755	
	大 学 卒	139	39.9	346,042	38,510	307,532	
	短 大 卒	36	48.0	314,892	35,809	279,083	
	高 校 卒	81	44.7	342,133	41,117	301,016	
	中 学 卒	4	48.3	345,495	25,303	320,192	
	技術主任	236	42.9	370,587	54,779	315,808	
	大 学 卒	128	39.0	380,032	61,649	318,383	
	短 大 卒	39	49.0	379,075	58,594	320,481	
高 校 卒	69	46.8	348,963	40,297	308,666		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係員	1,371	38.7	305,860	36,853	269,007		
大 学 卒	728	36.7	332,906	47,662	285,244		
短 大 卒	221	43.0	285,224	25,100	260,124		
高 校 卒	414	39.8	271,252	24,494	246,758		
中 学 卒	8	40.3	246,040	19,359	226,681		
技術係員	1,074	37.0	355,043	56,097	298,946		
大 学 卒	602	35.0	350,542	55,221	295,321		
短 大 卒	178	40.7	367,571	52,073	315,498		
高 校 卒	291	38.5	357,093	60,966	296,127		
中 学 卒	3	49.0	277,154	10,773	266,381		

4 企業規模 50 人以上 100 人未満

(令和 5 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和 5 年 4 月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員 50 人以上の支店 (社)の長(取締役兼任 者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒 中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員 50 人以上の工場の 長(取締役兼任者を除 く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒 中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部長	21	55.0	563,728	22,142	541,586	2 課以上又は構成員 20 人 以上の部の長、職能資格 等が同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
大 学 卒	12	54.1	574,055	26,270	547,785	
短 大 卒	3	49.1	593,815	46,079	547,736	
高 校 卒 中 学 卒	6	58.8	533,857	6,124	527,733	
技術部長	28	52.0	552,252	8,311	543,941	同 上
大 学 卒	18	50.1	554,099	7,474	546,625	
短 大 卒	4	53.9	540,177	20,589	519,588	
高 校 卒 中 学 卒	6	56.3	557,088	0	557,088	
事務部次長	11	55.3	449,871	3,786	446,085	上記部長に事故等のある ときの職務代行者、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職 中間職(部長一課長間)
大 学 卒	7	55.2	426,174	0	426,174	
短 大 卒	2	56.6	495,020	0	495,020	
高 校 卒 中 学 卒	2	54.3	463,681	17,498	446,183	
技術部次長	7	51.6	553,105	378	552,727	同 上
大 学 卒	4	50.0	562,857	875	561,982	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒 中 学 卒	3	52.8	545,675	0	545,675	
事務課長	54	50.3	447,798	24,307	423,491	2 係以上又は構成員 10 人 以上の課の長、職能資格 等が同等と認められる課 の長及び課長級専門職
大 学 卒	24	48.3	448,773	30,284	418,489	
短 大 卒	7	48.4	493,238	12,314	480,924	
高 校 卒 中 学 卒	23	52.3	434,890	22,785	412,105	
技術課長	58	47.6	462,284	24,455	437,829	同 上
大 学 卒	33	46.0	468,767	19,685	449,082	
短 大 卒	2	52.9	504,901	35,897	469,004	
高 校 卒 中 学 卒	23	49.4	447,508	34,546	412,962	

## (令和5年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	5	49.2	435,710	6,438	429,272	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上  係の長及び係長級専門職  同 上  係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	2	50.1	411,131	0	411,131	
	高校卒	2	50.8	501,364	0	501,364	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	16	51.1	469,036	1,005	468,031	
	大学卒	13	50.4	460,391	380	460,011	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	2	51.4	481,147	4,142	477,005	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	68	44.4	395,383	36,015	359,368	
	大学卒	34	43.6	396,833	33,571	363,262	
	短大卒	4	44.4	352,915	21,517	331,398	
	高校卒	28	44.7	395,276	40,232	355,044	
	中学卒	2	52.5	434,786	31,821	402,965	
	技術係長	56	43.5	396,995	48,719	348,276	
	大学卒	25	43.7	400,054	46,610	353,444	
	短大卒	8	48.8	457,560	76,943	380,617	
	高校卒	23	41.7	375,685	42,402	333,283	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	70	44.8	331,922	32,881	299,041	
	大学卒	23	42.2	335,598	34,285	301,313	
	短大卒	11	46.2	324,002	19,969	304,033	
	高校卒	35	46.2	332,418	34,304	298,114	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	29	38.9	373,615	49,097	324,518	
	大学卒	14	38.7	388,204	57,142	331,062	
	短大卒	5	38.1	371,249	61,054	310,195	
高校卒	10	39.6	351,765	32,221	319,544		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	341	38.2	265,479	15,078	250,401		
大学卒	130	36.5	291,100	20,527	270,573		
短大卒	64	39.2	271,412	11,467	259,945		
高校卒	147	39.2	242,310	11,932	230,378		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	172	35.4	314,663	40,041	274,622		
大学卒	83	34.9	332,047	45,447	286,600		
短大卒	26	36.3	321,282	54,655	266,627		
高校卒	63	35.6	289,704	27,409	262,295		
中学卒	-	-	-	-	-		

その2 給与比較の対象外職種  
企業規模計

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
技能 ・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手 を除く。 業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	2	58.0	411,174	79,306		331,868
	守衛	11	55.9	421,716	6,453		415,263
	用務員	-	-	-	-		-
研究 関係 職種	研究所長	2	53.3	669,090	0	669,090	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係) の長 下記研究員より上位の者(研究 所長の職名を有する者、上記研 究部(課)長及び研究室(係) 長を除く。)
	研究部(課)長	40	53.1	639,777	15,008	624,769	
	研究室(係)長	53	50.0	569,393	27,996	541,397	
	主任研究員	56	52.4	562,830	71,903	490,927	
	研究員	124	43.8	467,300	81,116	386,184	
	研究補助員	*	*	*	*	*	
医 療 関 係 職 種	病院長	2	47.6	1,972,530	0	1,972,530	部下に医師又は歯科医師5 人以上 上記病院長に事故等のある ときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1 人以上
	副院長	3	46.5	1,292,328	43,811	1,248,517	
	医科長	22	51.7	1,214,186	249,379	964,807	
	医師	33	40.4	939,769	176,685	763,084	
	歯科医師	*	*	*	*	*	
	薬局長	5	52.9	508,188	17,286	490,902	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	23	42.4	381,161	33,539	347,622	
	診療放射線技師	16	36.9	344,738	33,899	310,839	
	臨床検査技師	27	36.5	334,326	10,324	324,002	
	栄養士	28	39.5	304,128	10,391	293,737	
	理学療法士	61	32.4	312,504	23,813	288,691	
	作業療法士	43	31.8	308,421	28,706	279,715	
	総看護師長	3	52.1	495,114	0	495,114	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師 5人以上
	看護師長	37	49.4	446,125	51,455	394,670	
	看護師	136	35.5	345,837	34,427	311,410	
准看護師	32	51.1	352,496	18,971	333,525		

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円	円
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	19	59.3	659,847	0	659,847			
	大学教授	65	56.3	566,555	0	566,555			
	大学准教授	66	49.2	484,179	0	484,179			
	大学講師	35	43.1	406,365	0	406,365			
	大学助教	17	45.3	440,469	0	440,469			
	高等学校校長	2	67.0	538,134	6,382	531,752			
	高等学校教頭	6	57.1	518,298	5,654	512,644			
	高等学校教諭	63	42.9	439,483	11,514	427,969			
	海 事 関 係 職 種	遠 洋	船長・機関長	-	-	-		-	航行区域に限定のない総トン数20トン以上の船舶の乗組員
			一等航海士・機関士	-	-	-		-	
二等航海士・機関士			-	-	-	-			
三等航海士・機関士			-	-	-	-			
運航士			-	-	-	-			
甲板長・操機長			-	-	-	-			
甲板手・操機手			-	-	-	-			
甲板員・機関員		-	-	-	-				
近 海		船長・機関長	-	-	-	-	-	北緯63度から南緯11度の間及び東経94度から175度の間の水域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶の乗組員	
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	-		
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	-		
		三等航海士・機関士	-	-	-	-	-		
		甲板長・操機長	-	-	-	-	-		
海 平 水		甲板手・操機手	-	-	-	-	-	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員	
		甲板員・機関員	-	-	-	-	-		
		船長・機関長	-	-	-	-	-		
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	-		
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	-		
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-			

その3 再雇用者  
企業規模計

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	支店長・工場長	*	*	*	*	*	その1の1企業規模計の備考欄参照
	60歳	*	*	*	*	*	
	事務・技術部長	42	62.0	593,514	16,744	576,770	
	60歳	13	-	605,017	4,805	600,212	
	事務・技術部次長	8	62.4	613,495	389	613,106	
	60歳	-	-	-	-	-	
	事務・技術課長	44	62.7	450,696	27,626	423,070	
	60歳	8	-	420,296	17,916	402,380	
	事務・技術課長代理	84	63.0	306,142	2,003	304,139	
	60歳	14	-	300,430	430	300,000	
	事務・技術係長	27	62.0	298,909	16,639	282,270	
	60歳	7	-	280,371	10,519	269,852	
	事務・技術主任	29	62.0	329,627	10,028	319,599	
	60歳	9	-	301,477	6,613	294,864	
	事務・技術係員	938	62.2	265,614	14,129	251,485	
	60歳	236	-	270,522	16,558	253,964	

(参考) 県職員(行政職)と民間従業員の職務の対応

行政職給料表	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)		
9級			
8級	課長	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)
7級			
6級	課長代理 中間職(課長-係長間)	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理 中間職(課長-係長間)	課長代理 中間職(課長-係長間)
3級			
2級	主任 中間職(係長-係員間)	主任 中間職(係長-係員間)	主任 中間職(係長-係員間)
1級			
	係員	係員	係員

第 15 表 民間における初任給の改定状況

(令和 5 年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

学歴・企業規模		項目	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
				増 額	据置き	減 額	
静岡県	大学卒	計	59.7	(66.3)	(33.7)	—	40.3
		500 人以上	85.6	(76.2)	(23.8)	—	14.4
		100 人以上 500 人未満	52.1	(59.7)	(40.3)	—	47.9
		50 人以上 100 人未満	16.2	(49.6)	(50.4)	—	83.8
	高校卒	計	50.3	(63.5)	(36.5)	—	49.7
		500 人以上	73.5	(56.4)	(43.6)	—	26.5
		100 人以上 500 人未満	41.0	(69.2)	(30.8)	—	59.0
		50 人以上 100 人未満	17.2	(73.3)	(26.7)	—	82.8
全 国	大学卒	計	49.5	(55.7)	(43.8)	(0.6)	50.5
		500 人以上	87.5	(62.5)	(37.2)	(0.2)	12.5
		100 人以上 500 人未満	52.4	(53.6)	(45.9)	(0.4)	47.6
		50 人以上 100 人未満	25.4	(50.7)	(47.7)	(1.7)	74.6
	高校卒	計	28.6	(62.5)	(37.1)	(0.3)	71.4
		500 人以上	56.2	(68.3)	(31.2)	(0.5)	43.8
		100 人以上 500 人未満	28.5	(61.9)	(37.8)	(0.3)	71.5
		50 人以上 100 人未満	14.7	(53.3)	(46.7)	—	85.3

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。

第 16 表 民間における家族手当の支給状況

その 1 家族手当の支給状況

(令和 5 年職種別民間給与実態調査)

	家族手当制度がある		家族手当制度がない
		配偶者に家族手当を支給する	
静岡県	80.8%	(83.0%)	19.2%
全 国	75.5%	(74.5%)	24.5%

(注) ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

その 2 扶養家族の構成別支給月額

(令和 5 年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支 給 月 額	
	静 岡 県	全 国
配偶者のみ	11,811 円	12,744 円
配偶者と子 1 人	18,578 円	19,272 円
配偶者と子 2 人	24,960 円	25,373 円

(注) 配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所を対象とした。

第 17 表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その 1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(令和 5 年職種別民間給与実態調査)

	在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
		を支給する	を支給しない	
静岡県	48.1%	(31.7%)	(68.3%)	51.9%
全 国	41.9%	(30.8%)	(69.2%)	58.1%

(注) ( ) 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その 2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況

(令和 5 年職種別民間給与実態調査)

	月 額										
	~1,000円	~2,000円	~3,000円	~4,000円	~5,000円	~6,000円	~7,000円	~8,000円	~9,000円	~10,000円	10,001円~
静岡県		29.9%	70.1%								
全 国	15.0%	20.5%	36.0%		23.0%			1.2%			4.3%

(注) 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所を100とした割合である。

第 18 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和 5 年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

企業規模		項目	係 員		課長級		部長級(非役員)	
			一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
静岡県	規模計		53.0	47.0	44.9	55.1	43.5	56.5
	500 人以上		53.8	46.2	40.4	59.6	38.0	62.0
	100 人以上 500 人未満		52.0	48.0	47.5	52.5	47.4	52.6
	50 人以上 100 人未満		53.6	46.4	49.7	50.3	47.8	52.2
全国	規模計		54.9	45.1	51.4	48.6	50.8	49.2
	500 人以上		51.7	48.3	45.2	54.8	45.3	54.7
	100 人以上 500 人未満		55.8	44.2	52.2	47.8	51.6	48.4
	50 人以上 100 人未満		54.9	45.1	53.3	46.7	52.4	47.6

第 19 表 民間における定年制の状況

(令和 5 年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

	定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
		60 歳	61 歳以上	
		静岡県	99.2	
全 国	99.2	79.2	20.0	0.8

(注) 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 20 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和 5 年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

		給与減額あり	給与減額なし	
			60 歳で減額	
静岡県	課長級	62.7	49.9	37.3
	非管理職	65.4	55.7	34.6
全 国	課長級	43.8	29.1	56.2
	非管理職	39.8	25.7	60.2

(注) 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第 21 表において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 21 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

(令和 5 年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

	課長級	非管理職
静岡県	62.3	69.6
全 国	77.3	77.3

(注) 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

### 3 生計費関係資料

#### 令和5年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 … 食料

住居関係費 … 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 … 被服及び履物

雑費 I … 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II … その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査の静岡市及び浜松市における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を365日/12≒30.4日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）により算出した全国の標準生計費（令和5年4月）に、全国の費目別平均支出金額に対する静岡市及び浜松市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第 22 表 静岡市及び浜松市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和 5 年 4 月)

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	34,889	35,180	55,398	75,616	95,824
	32,562	32,834	51,704	70,573	89,434
	(33,020)	(33,500)	(52,750)	(72,000)	(91,240)
住居関係費	41,685	44,341	40,294	36,242	32,195
	40,786	43,384	39,425	35,461	31,501
	(46,640)	(49,610)	(45,080)	(40,550)	(36,020)
被服・履物費	5,808	3,955	6,396	8,836	11,278
	3,931	2,677	4,329	5,981	7,633
	(5,760)	(3,920)	(6,340)	(8,760)	(11,180)
雑費 I	25,518	26,550	50,835	75,119	99,403
	25,974	27,025	51,744	76,462	101,181
	(24,830)	(25,830)	(49,460)	(73,090)	(96,720)
雑費 II	11,290	13,185	18,336	23,493	28,644
	10,485	12,245	17,029	21,818	26,602
	(10,460)	(12,220)	(16,990)	(21,770)	(26,540)
合計	119,190	123,211	171,259	219,306	267,344
	113,738	118,165	164,231	210,295	256,351
	(120,910)	(125,080)	(170,620)	(216,170)	(261,700)

(注) 1 上段は静岡市、中段は浜松市、下段( )内は全国の金額である。

2 勤労者世帯の費目別平均支出金額を算定基礎としている。

第23表 家計指標の推移

項 目		年 月						
		令和 4年 4月	5月	6月	7月	8月		
静岡県	勤労者世帯	平均世帯人員 (人)	3.47	3.38	3.26	3.27	3.19	
		うち平均有業人員 (人)	1.80	1.83	1.75	1.74	1.67	
		実 収 入 (円)	502,274	435,150	786,818	761,518	574,145	
		消費 支出	金 額 (円)	370,347	292,460	288,514	314,567	312,754
			前年同月比(名目) (%)	1.3	△ 0.1	7.1	19.6	10.3
	全世帯	平均世帯人員 (人)	2.95	2.90	2.85	2.92	2.85	
		うち平均有業人員 (人)	1.38	1.38	1.31	1.39	1.33	
		消費 支出	金 額 (円)	336,518	275,322	286,947	284,503	291,748
		前年同月比(名目) (%)	8.9	△ 1.2	13.6	13.1	18.7	
		浜松市	勤労者世帯	平均世帯人員 (人)	3.60	3.61	3.51	3.49
うち平均有業人員 (人)	2.04			1.99	1.96	2.00	2.03	
実 収 入 (円)	535,068			501,896	858,991	849,246	560,394	
消費 支出	金 額 (円)			342,897	311,411	334,877	320,664	273,813
	前年同月比(名目) (%)			27.0	△ 5.5	11.4	△ 16.8	△ 33.9
全世帯	平均世帯人員 (人)		3.17	3.21	3.10	3.11	2.98	
	うち平均有業人員 (人)		1.55	1.52	1.46	1.48	1.50	
	消費 支出		金 額 (円)	294,720	393,743	281,127	315,570	287,825
	前年同月比(名目) (%)		14.5	40.3	9.1	△ 0.4	△ 11.6	
	全国		勤労者世帯	金 額 (円)	344,126	314,979	300,489	317,575
前年同月比(名目) (%)		1.6		△ 0.9	6.9	4.9	9.6	
前年同月比(実質) (%)		△ 1.4		△ 3.7	4.0	1.7	5.9	
全世帯		消費 支出	金 額 (円)	304,510	287,687	276,885	285,313	289,974
		前年同月比(名目) (%)	1.2	2.4	6.4	6.6	8.8	

(注) 総務省統計局の家計調査による。

9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	令和 5 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
3.16	3.04	3.14	3.20	3.21	3.36	3.32	3.30	3.19
1.70	1.64	1.70	1.91	1.95	1.93	1.89	1.92	1.89
469,038	624,745	572,835	1,282,334	527,153	553,341	499,918	509,099	437,301
437,525	338,407	330,538	331,048	320,170	309,279	328,638	342,694	326,637
33.9	△ 1.5	9.3	△ 17.1	△ 15.6	△ 0.9	△ 16.1	△ 7.5	11.7
2.82	2.76	2.79	2.89	2.82	2.91	2.93	2.94	2.90
1.31	1.30	1.34	1.45	1.36	1.36	1.32	1.39	1.38
350,747	299,336	279,362	298,406	295,881	294,411	302,537	324,039	309,944
29.9	△ 5.2	△ 2.8	△ 22.3	△ 3.2	12.4	△ 7.1	△ 3.7	12.6
3.35	3.19	3.18	3.27	3.26	3.34	3.20	3.44	3.43
1.84	1.82	1.86	1.83	1.80	1.89	1.86	1.85	1.78
501,846	539,262	467,676	1,150,284	435,641	575,130	448,023	548,215	446,934
311,411	354,962	350,401	318,912	297,729	235,265	303,158	333,117	301,261
△ 9.4	15.0	8.2	△ 25.7	3.1	△ 11.8	△ 19.5	△ 2.9	△ 3.3
2.99	2.90	2.88	2.95	3.04	3.13	3.02	3.13	3.08
1.36	1.35	1.35	1.36	1.42	1.50	1.45	1.49	1.43
286,275	377,909	314,679	292,091	264,540	236,260	294,695	295,753	278,676
△ 11.0	23.4	7.5	△ 24.9	△ 16.4	△ 5.8	△ 8.5	0.4	△ 29.2
313,989	328,684	308,122	353,794	331,130	298,749	340,016	334,229	311,830
6.2	5.1	1.3	2.8	5.3	4.7	△ 1.1	△ 2.9	△ 1.0
2.6	0.7	△ 3.1	△ 1.9	0.2	0.8	△ 4.7	△ 6.7	△ 4.6
280,999	298,006	285,947	328,114	301,646	272,214	312,758	303,076	286,443
5.9	5.7	3.2	4.2	4.8	5.6	1.8	△ 0.5	△ 0.4

## 4 労働経済関係資料

第24表 労働経済指標

項目				年 月	令和 4年 4月	5月	6月	7月	8月
賃金 (厚生労働省・毎月勤労統計調査)	全産業	静岡県	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	287,360	281,767	284,051	285,163	280,159
				前年同月比 (%)	1.4	1.6	1.4	0.9	0.5
			うち 所定内給与	金 額 (円)	261,898	258,520	260,909	260,309	256,159
				前年同月比 (%)	1.5	1.4	1.4	0.9	0.2
			一般労働者	金 額 (円)	309,785	305,712	307,002	305,659	304,772
				前年同月比 (%)	0.5	0.9	0.9	△ 0.2	0.4
		うち 所定外給与	金 額 (円)	25,462	23,247	23,142	24,854	24,000	
			前年同月比 (%)	△ 0.3	3.0	0.8	1.7	3.9	
		一般労働者	金 額 (円)	32,557	29,454	29,513	31,672	30,834	
			前年同月比 (%)	△ 1.3	2.5	0.8	1.3	5.0	
		全国	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	307,905	301,194	304,007	303,699	301,851
				前年同月比 (%)	2.5	2.2	2.3	2.0	2.3
	うち 所定内給与		金 額 (円)	281,865	277,201	280,002	279,066	277,677	
			前年同月比 (%)	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2	
	一般労働者		金 額 (円)	337,377	331,567	334,492	333,904	333,156	
			前年同月比 (%)	1.8	1.2	1.5	1.2	1.5	
うち 所定外給与	金 額 (円)	26,040	23,993	24,005	24,633	24,174			
	前年同月比 (%)	6.7	5.4	5.2	3.8	4.5			
一般労働者	金 額 (円)	33,115	30,399	30,492	31,358	30,786			
	前年同月比 (%)	5.9	4.4	4.3	3.0	3.8			
物 価	消費者物価 指数 (総務省統計局) (令和2年=100)	静岡県	前年同月比 (%)	2.4	2.4	2.2	2.9	3.3	
		浜松市	前年同月比 (%)	2.6	2.5	2.6	3.0	3.5	
		全 国	前年同月比 (%)	2.5	2.5	2.4	2.6	3.0	
	国内企業物価指数 (日本銀行)(令和2年=100)			前年同月比 (%)	9.9	9.4	9.6	9.3	9.6
(厚生労働省・毎月勤労 統計調査) 労働時間	全産業	静岡県	総実労働時間数(時間)		152.5	138.2	150.6	150.0	136.9
			うち所定外労働時間数(時間)		12.5	11.6	11.6	11.9	11.4
	全国	総実労働時間数(時間)		149.0	137.6	149.6	147.0	139.1	
		うち所定外労働時間数(時間)		12.9	11.7	12.1	12.1	11.3	
雇 用・ そ の 他	有効求人倍率 (厚生労働省) 季節調整値	静岡県	(新規学卒者を除きパートタイムを含む) (倍)	1.27	1.28	1.29	1.29	1.30	
		全 国	(新規学卒者を除きパートタイムを含む) (倍)	1.24	1.25	1.27	1.28	1.31	
	完全失業率 (総務省・ 労働力調査) 季節調整値	東海地域	四半期 平 均 (%)	2.4			2.0		
		全 国	月 別 (%)	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	

- (注) 1 賃金、労働時間は、事業所規模30人以上の数値である。  
 2 賃金の前年同月比(%)は、指数(令和2年=100)によるものである。  
 3 完全失業率(東海地域)は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県である。

9月	10月	11月	12月	令和 5年 1月	2月	3月	4月	5月
282,283	285,860	285,855	286,648	283,694	283,020	283,074	289,149	283,462
2.4	2.1	1.5	1.1	0.9	0.9	△ 0.1	0.6	0.6
256,629	258,456	259,640	259,852	257,717	257,046	257,295	262,795	259,293
1.1	0.7	0.7	0.2	0.2	0.3	△ 0.5	0.3	0.3
304,595	306,475	307,593	308,516	304,609	302,721	304,359	309,738	305,988
0.3	0.5	0.5	0.4	0.1	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.02	0.1
25,654	27,404	26,215	26,796	25,977	25,974	25,779	26,354	24,169
18.1	16.9	10.1	10.4	7.8	6.7	4.0	3.5	4.0
32,852	35,311	33,714	34,454	33,072	33,097	32,954	33,515	30,793
17.7	17.0	9.8	10.6	8.2	5.8	3.8	2.9	4.5
304,032	305,314	305,698	305,890	303,874	303,526	306,819	310,867	307,674
2.6	2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0	2.1
279,695	279,874	280,041	280,051	279,485	279,057	281,620	285,120	283,500
2.2	1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2	2.2
335,142	336,018	335,509	335,988	335,085	334,980	337,744	341,064	338,549
1.6	1.4	1.6	1.8	1.6	1.4	1.1	1.1	2.2
24,337	25,440	25,657	25,839	24,389	24,469	25,199	25,747	24,174
7.1	8.5	6.2	4.0	0.8	0.4	0.7	△ 1.1	0.7
30,991	32,485	32,774	32,954	30,996	31,242	32,151	32,768	30,677
6.2	7.8	5.4	3.1	0.8	0.6	1.0	△ 1.0	0.9
3.3	4.1	4.3	4.6	4.9	3.6	3.5	3.9	3.3
3.6	4.0	4.0	4.4	4.7	3.8	3.5	3.8	3.5
3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5	3.2
10.3	9.7	9.9	10.6	9.6	8.3	7.4	6.1	5.3
145.8	147.7	149.4	147.9	137.1	143.9	146.0	152.4	140.8
12.3	12.7	12.7	13.0	12.3	12.5	12.5	12.8	11.9
144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3	140.9
12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6	11.7
1.32	1.32	1.34	1.32	1.29	1.27	1.23	1.24	1.26
1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31
		1.9			2.5		2.1	
2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6	2.6

## 5 本県職員の給与水準関係資料

国家公務員と地方公務員の基本給である平均給料月額を基に給与水準を比較したラスパイレス指数は、令和4年4月1日現在、本県は、第25表のとおり102.2で全国第1位となっている。しかしながら、第26表のとおり、諸手当を加えた平均給与月額においては全国第7位にある。

第25表 ラスパイレス指数の全国順位

(総務省 令和4年地方公務員給与実態調査結果)

順位	団体名	平均年齢(歳)	ラスパイレス指数
1	静岡県	42.6	102.2
2	愛知県	41.4	101.3
2	三重県	44.0	101.3
4	埼玉県	41.9	100.7
4	神奈川県	43.1	100.7
4	大阪府	41.8	100.7
参考	国	42.7	100.0

(注) ラスパイレス指数は、次ページの説明を参照

第26表 平均給与月額による全国順位

(総務省 令和4年地方公務員給与実態調査結果)

順位	団体名	平均年齢(歳)	平均給与月額
1	東京都	42.3	398,502円
2	神奈川県	43.1	384,072円
3	兵庫県	43.3	377,354円
4	愛知県	41.4	374,807円
5	大阪府	41.8	372,403円
6	三重県	44.0	372,166円
7	静岡県	42.6	368,926円
参考	国	42.7	405,049円

第27表 平均給与月額の状況

(総務省 令和4年地方公務員給与実態調査結果)

団体	静岡県	国
平均年齢	42.6歳	42.7歳
平均給与月額	368,926円	405,049円
平均給料月額	331,200円	323,711円
諸手当	37,726円	81,338円
地域手当	13,500円	43,644円
その他手当	24,226円	37,694円

- (注) 1 平均給与月額とは、給料月額と月ごとに支払われる地域手当や扶養手当などの諸手当の額を合計したものである。  
 2 諸手当のうち地域手当は、東京都の特別区の20%を最大に、地域によって支給率が異なり(20~0%)、本県は県内については一律3.7%を支給している。  
 3 その他手当には扶養手当、住居手当、管理職手当等が含まれる(所定外給与である時間外勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。)

(ラスパイレス指数の課題)

ラスパイレス指数は、地方公共団体における学歴、経験年数区別の平均給料月額を算定し、各区分に該当する国の職員数を乗じて得た総和を、国の実俸給総額で除して得た指数である。したがって、国と地方の学歴別、経験年数別職員構成の違いや、人材登用の考え方などにより、ラスパイレス指数は影響を受けるものである。

学歴別 経験年数	国家公務員			地方公務員			
	職員数 a	平均俸給月額 b	総額 a×b	平均給料月額 c	総額 a×c	職員数 d	総額 c×d
～5年	30人	30万円	900万円	34万円	1,020万円	30人	1,020万円
～10年	40人	40万円	1,600万円	40万円	1,600万円	50人	2,000万円
～15年	30人	50万円	1,500万円	47万円	1,410万円	20人	940万円
計	100人	40万円	4,000万円	40.3万円	4,030万円	100人	3,960万円

ラスパイレス指数  $4,030 / 4,000 \times 100 = 100.75$

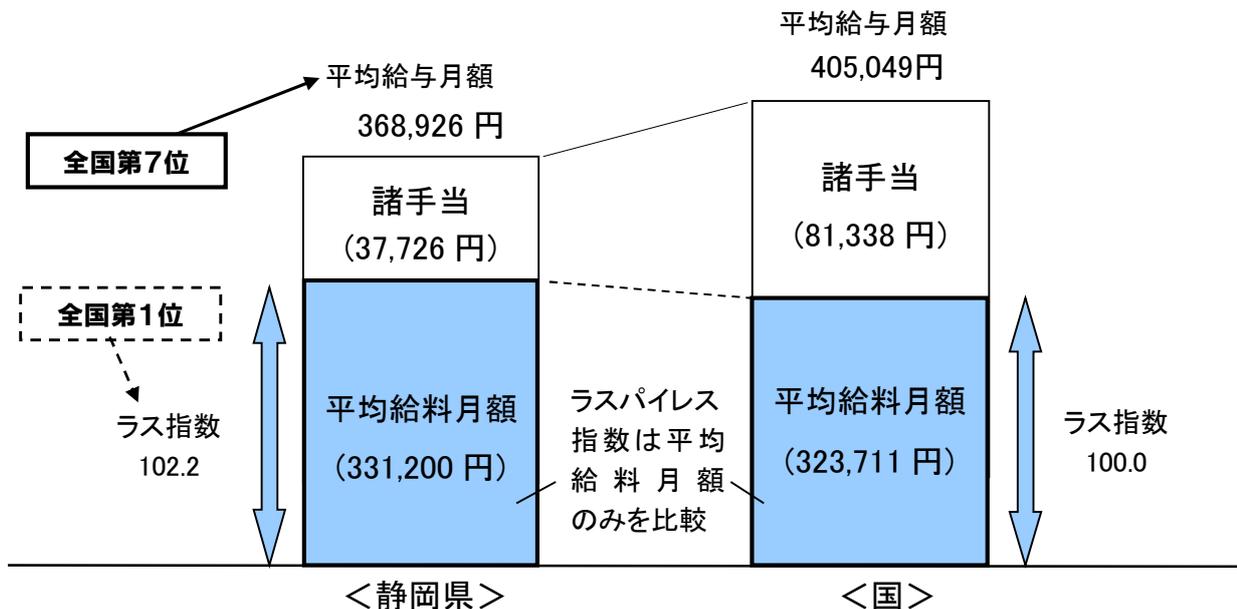
実際の支給総額

このほか、次のような事項が課題として挙げられる。

- ・地方公共団体は全職員を対象としているが、国は事務次官や局長などの指定職を外して比較している。
- ・基本給のみの比較であり、地域手当や国の本府省業務調整手当など毎月支給される諸手当は含まれていない。

このようなことから、国や他の地方公共団体の職員との給与水準の比較を行う場合は、ラスパイレス指数だけでなく、諸手当を含めた平均給与月額によって比較することも必要である。

(諸手当を含めた給与比較のイメージ)



令和5年 公務員人事管理に関する報告の骨子



基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要

01 

公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

02 

職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

03 

多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し  
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組



課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現

令和6年  
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新卒線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

## 2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

### 課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

### 課題への対応

#### 職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20~30歳代の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び、学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

#### 個々の力を組織の力へつなげる取組

##### 組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

##### 職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年  
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級~本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

## 3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

### 課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

### 課題への対応

#### 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

##### 柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

##### 仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

##### 職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年  
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員を選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

#### 職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

##### 超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

##### 職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

##### ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

## 令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子

### I 現状

- ・ 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・ 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

### II 必要性

- ・ 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・ フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・ 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

### III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

### IV 施行日

令和7年4月1日

## 令和5年 給与勧告の骨子

### 本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以來33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以來、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以來、26年ぶりの水準

### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

### II 民間給与との比較に基づく給与改定等

#### 1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

##### 月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(-)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

##### ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

**月例給**

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定[内訳:俸給 3,431円 はね返し分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

**○ 俸給表**

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ  
◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を遞減させる形で引上げ改定  
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

**ボーナス**

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225 月	1.225 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

**その他**

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

**手当の概要**

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

**【参考】**

- ◇ 勤告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勤告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円  
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勤告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍  
チーム・組織での円滑な機能  
国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、  
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系  
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、  
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇

- ・ 新卒初任給の引上げ
- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

② 民間人材等の処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

① 役割や活躍に応じた処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)

② 円滑な配置等への対応

- ・ 地域手当の大きくり化
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討